

□山本兵衛監督 Netflix 虚偽映像事件

東京地方裁判所令和5年(ワ)第26761号 損害賠償請求事件(名誉毀損事件)

第2回期日の内容

- ◇期日 2024年(令和6年)04月19日(金) 13時30分から
- ◇場所 東京地方裁判所 第705号法廷(裁判長裁判官・本田能久、裁判官・手塚隆成、裁判官・本郷希美)
- ◇出席者 原告代理人弁護士(6名)、及び、被告山本兵衛監督代理人弁護士(2名)、被告 Netflix 社代理人弁護士(2名)、被告朝日新聞代理人弁護士(2名)が出廷した。

◇内容

1) 提出書面等

□被告山本兵衛監督: 準備書面(1)、証拠説明書(1)、乙イ1~18

□被告 Netflix 社: 準備書面(1)のみ

□被告朝日新聞: 準備書面(1)、証拠説明書(1)、乙ロ1~8

※甲号証(前回提出)、乙イ号証、乙ロ号証については、次回期日に取調べ予定

2) 期日の内容

(1) 原告の準備事項について

ア 裁判所から、前回期日において、3月4日までに提出するよう要請を受けた点について、本期日まで提出がなかったことの経緯及び4月19日付上申書について釈明を求められた。

イ 当方から、従前の主任弁護人の辞任に伴い、主任弁護人が交代したため、引継ぎや検討等に時間を要していることから、被告らからの書面への反論準備も併せて3か月いただきたいとの意向を述べた。

ウ これに対し、裁判所は、前回期日から3か月经過しており、このペースで手続きを進行することは看過し難く、前回期日で要請した点については、形式的な部分であるため、検討にさほど時間を要するものではないと述べた。

エ また、被告らからは、本期日までに準備が間に合わなかったことについては理解するが、今後もこのようなペースで進行するとなると、手続きの公平性として正しいか疑問がある旨の意見が述べられた。

オ 以上から、裁判所は、当方に対し、以下のとおり要請した。

・前回期日で要請された上記の点(請求の趣旨の修正、遅延損害金の起算

点、謝罪広告訂正記事の特定、訴額、Netflix 社の表記の特定、仮執行宣言)について、2024年05月20(月)までに提出するように。

- ・被告らがそれぞれ提出した主張書面に対する反論について、2024年06月28日(金)までに提出するように。

(2) 今後の手続の進め方について

ア 裁判所から、原告に対し、

- ・「注目度の高い事件であり、原告の弁論の希望は尊重したいと考えている。しかし、弁論の開催日が金曜日に限られ、かつ、代理人の人数が多く日程調整が困難なので期日を入れにくい。
- ・そうすると、迅速な裁判を実現することができず、その点は原告に不利益ともいえる(確かに、原告としては早急に配信等の停止を求めたいところ)。
- ・また、技術的形式的な点は公開する意味は少ないともいえる。
- ・そこで、より迅速に期日を入れることができるウェブ会議の方法によることが望ましいと考えている。
- ・もともと、全ての期日をウェブ会議にする意向はなく、弁論と交互で行うことでもよい。ウェブ会議の活用について再度検討いただきたい。」と述べられた。

イ これに対して、当方はウェブ会議の活用について再度検討する旨回答した。

◇次回期日

2024年(令和6年)07月05日(金) 10時00分から

東京地方裁判所 第705号法廷